

札幌市ふしこ地区センター管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4 業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-（10）-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
1 統括管理業務						
(1) 管理運営業務の基本方針						
	基本方針	－	○			変更した場合変更後 1 週間以内に届出
(2) 平等利用の確保						
	平等利用確保の方針		○			変更した場合変更後 1 週間以内に届出
	平等利用確保に向けた取組項目の実施記録	各取組項目の実施状況			○	
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進						
ケ	省エネルギーに係る業務計画		○			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出ること。
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム マニュアル 様式 2		○		毎年 5 月 31 日までに報告
	温室効果ガス集計表	札幌市環境マネジメントシステム 様式 4		○		毎年 5 月 31 日までに報告

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
(4) 管理運営組織の確立						
ア	統括責任者	—	○			業務開始時
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他が一覧できるもの	○			変更した場合変更後 1 週間以内に届出
イ	職員採用・配置計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	○			採用方法、採用時期、職種、必要な資格等について区分 変更した場合変更後 1 週間以内に届出
	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、その他職員の勤務状況の記録			○	職員の所属部署毎に記録
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			○	月毎、部署毎に集計して作成
ウ	研修計画		○			
	研修等の実施履歴	研修の実施日、内容、参加人数、講師等、その他必要な事項		○	○	
エ	労働関係法令に関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している)旨の報告		○		業務開始時及びその後に届出を行った場合に文書により報告
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組						
	業務の見直し履歴	業務の見直し方法に基づき行った見直しの経過、結果			○	
(6) 第三者に対する委託業務等の管理						
ア	再委託に対する委託業務一覧表	再委託業務の業務名、発注日、契約日、再委託事業者名、契約額、見積書を徴収した事業者名と各見積額、履行完了日、指定管理者側の担当責任者、その他特記事項等		○		毎年度終了後に報告
イ	再委託に対する委託業務履歴	再委託業務の指揮命令系統、指定管理者が行った指導、指示、検査、確認等の日時、内容、再委託事業者から提出された報告、その他の管理監督の履歴			○	見積書、契約書、その他再委託業務契約に関連する文書と併せて整備・保存すること。
ウ	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の報告、記録	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の対応等		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講じる。 また、その対応記録を作成すること。
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整						
ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、参加者、協議結果、その他)		○		報告後、1 か月施設において掲示すること。

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧	○			業務開始後2か月以内に一覧表を提出すること。少なくとも毎年度一回見直し、変更の場合速やかに届出ること。
	関係機関との連絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			○	事業日誌に記載
(8) 財務						
ア	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業計画に対応する月毎かつ事業毎の経費の支出予定	○			毎年度の管理運営業務開始まで
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金収入、その他本業務に充当する資金の月毎の調達計画を記載	○			毎年度の管理運営業務開始まで(予算実行計画書と対応させること)
	資金管理の点検記録	指定管理者の定める方法に従い記録			○	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定	—	○			
(9) 苦情対応						
	苦情への対応手続		○			策定、変更した場合1週間以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先(可能な場合)、申立の方法、受付者及び所属部署、苦情等の対象部署、苦情の内容、対応の経緯と結果、苦情等の内容に応じた分類、分析		○	○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない
(10) 記録・モニタリング・報告・評価						
ア	各種帳票				○	整備保管すること
イ	セルフモニタリング	アンケート調査による利用者満足度の測定、苦情等の整理・分析、各業務のセルフモニタリングを行う。		○	○	市への報告のほか、施設内への1ヶ月間の掲示を行うこと。
ウ	事業報告	協定書等に定めることにより提出すること。		○		
エ	検査・確認・要請に対する対応			○	○	
オ	事業評価			○		市への報告のほか、施設内への1ヶ月間の掲示を行うこと。
2 施設・設備等の維持管理に関する業務						
(2) 施設、設備等の維持に関する管理						

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
ア	清掃日報	・定期清掃：毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項 ・対応清掃：施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果 ・廃棄物収集処理：作業の概要等			○	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録（再委託業務履歴と併せて保管）することも可 産業廃棄物を処理する場合、関係法令に基づき、必要な記録が行われるとともに作成された帳票が保存されること
	計画清掃の計画		○			
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			○	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録（再委託業務履歴と併せて保管）することも可
イ	警備計画		○			
	警備日報	・毎日の業務における従事者、業務概要 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・毎日の開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開館、閉館に関する特記事項			○	同上
ウ	保守点検業務記録	・保守点検設備等、実施者(再委託事業者等)、実施日時、実施内容、実施結果(部品交換の内容も含む)、各保守点検業務に要した費用		○	○	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録（再委託業務履歴と併せて保管）することも可
エ	破損、故障等の概略	・破損、故障等の連絡又は発見の日時、連絡（発見）者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・破損、故障等の概略		○		報告は遅滞なく行うこと。
	修繕業務実施記録	・修繕の実施日、実施者(再委託した場合は再委託事業者名)及び実施内容、経費 ・使用した設計図、完成図等 ・原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること			○	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録（再委託業務履歴と併せて保管）することも可 使用した設計図、完成図等については札幌市に提出

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
オ	備品の不具合への対応記録	・不具合の連絡又は発見の日時、連絡（発見）者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・不具合等の概略と対応の結果			○	
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検結果(備品の有無、対応)		○	○	
カ	駐車場管理日報	時間別駐車場利用台数			○	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録（再委託業務履歴と併せて保管）することも可
	駐車場管理月報	日報の月別集約結果			○	
キ	外構緑地管理日報	作業日時、作業者、作業の概要、その他特記事項			○	同上
ク	除排雪実施記録	作業日時、作業者、作業の概要、その他特記事項			○	同上
(3) 防災業務						
	防災計画		○			
	防災訓練及び職員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略		○	○	毎年度の報告に含めて報告
3 事業の計画及び実施に関する業務						
(1) 区民講座に関する業務						
	講座実施記録	講座の実施日時、場所、講師、内容、参加者数及び参加者の概略等		○	○	
(2) 地域住民の交流を目的とした事業に関する業務						
	事業の実施記録	事業の実施日時、場所、内容、参加者数及び参加者の概略等		○	○	
(3) 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）に関する業務						
	事業の実施記録	事業の実施日時、場所、内容、参加者数及び参加者の概略等		○	○	
(4) 図書業務						
	業務日誌等	利用統計、行事の参加者等			○	
	事故等処理報告書	事故等の概要、経緯、対応等		○		
	その他の報告書	本市が調査・報告等を求めた、必要な報告書等		○		
(5) 図書カウンター業務						
	業務日誌等	利用統計、行事の参加者等			○	
	事故等処理報告書	事故等の概要、経緯、対応等		○		
	その他の報告書	本市が調査・報告等を求めた、必要な報告書等		○		
4 施設の利用等に関する業務						

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
(1) 受付業務						
	受付記録（使用承認業務を除く）	日時、対応者、対応内容、経過等			○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
(2) 使用承認業務						
	受付記録	日時、対応者、対応内容、経過等			○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
エ	施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じる場合の報告、記録	・同左		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って必要な措置を講じる。また、その対応記録を作成すること。
5 管理業務に付随する業務						
(1) 広報業務						
	広報関係事務	リーフレット、PRチラシの作成、ホームページ開設	○			
(2) 個人情報の保護						
	個人情報の保護の取扱い	個人情報取扱規定の整備	○			分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
(3) 掲示及び配架に関する業務						
	掲示及び配架の取扱い	掲示板・配架台利用規則の整備	○			
(4) 引継ぎ業務						
	引継報告	業務引継の完了を示す書面の写し		○		
第5 その他						
1 自主事業の実施について						
	事業の承認	市との協議事項	○			
	事業経理	収支状況		○		
	目的外使用許可	市の許可	○			

清掃業務仕様書

1 業務仕様

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の最新版によるものとする。

2 業務の内容

(1) 日常清掃業務

特別な場合を除き、年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）を除く毎日とし、別表1の作業内容に基づき実施すること。

(2) 定期清掃業務

別表2の作業内容に基づき実施すること。

なお、札幌市の都合により作業実施月の変更を必要とするときは、指定管理者と協議の上定めることとする。

(3) 塵芥処理、缶・瓶・ペットボトル処理

一般廃棄物（一般ゴミ、資源化ゴミ、粗大ゴミ）、缶・瓶・ペットボトルについて、種類別に分けてゴミを収集し、廃棄物処理場、リサイクル処理場等へ搬入する。

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

(4) その他

上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて札幌市が清掃管理上で必要と認め、指示する軽易な作業を行うこと。

3 作業時間

(1) 日常清掃業務

原則として施設の開館時間内とするが、1回目の清掃については、開館時刻の30分前までに完了すること。ただし、やむを得ない理由により作業時間を延長する場合は、この限りでない。

(2) 定期清掃業務

来館者及び利用者に影響を及ぼさない作業については施設の開館時間内とし、その他については原則として休日等に行うこと。この場合、作業の方法及び工程については、事前に計画書を作成し、札幌市に提出すること。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意すること。

4 安全の確保

業務の実施にあたっては、安全の確保を図り従事者の事故防止に十分注意すること。

なお、万一、事故が発生した場合の一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

5 電気等の節約

電気、水道又は温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

6 備品等の破損事故等への対応

業務の実施にあたって、施設の備品、物品及び設備等を滅失又は毀損した場合は、ただちに札幌市に連絡をし、適切な処置をとらなければならない。

また、施設の備品、物品及び設備等が滅失又は毀損されているのを発見した場合も同様とする。

7 服装及び名札

業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用するものとし、名札をつけること。

8 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔を維持する責任ある作業に努めるとともに、札幌市から要求があったときは、業務終了時の立会い検査に応じること。
この場合、要求があれば作業の補正を実施すること。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず札幌市の指示を受けて行うこと。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、業務終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不使用灯を消灯すること。
- (4) 業務の実施にあたって移動した椅子、テーブル及び紙屑入等は、終了の際には必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 業務のために使用する洗剤、剥離剤及び樹脂ワックス等は、有害な揮発性有機化合物等（VOC等）を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用すること。ただし、札幌市との協議の結果、その性能上やむを得ないと判断して使用するVOC等の含有材料は、極力放散の少ないものを使用するとともに、含有材料を使用した場合には、札幌市公共建築物のシックハウス対策指針（令和2年9月）により、有効な換気対策を行うこと。
- (6) 業務のために使用する機械器具、材料類及び衛生消耗品（トイレトーパー、水石けん及び芳香剤）は、すべて指定管理者の負担とする。
- (7) ホール等の木製床板の清掃にあたっては、現在、ワックス掛けを行っているものについては、ワックス掛けを継続することもやむを得ないが、水分の使用を最小限とし、ワックス塗布継続による床板の損傷など劣化がないか十分に確認する等、平成30年2月19日付札幌地区第7189号「ホール等の木製床板の補修及び適切な清掃の実施等について」に基づき実施すること。なお、竣工後よりウレタン塗装を継続している場合、木製床の塗膜状況に応じて、必要な時期にウレタン塗装の再塗装を実施すること。

9 環境負荷の低減に関する事項

業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気及び水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合は再生紙を使用し、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とする。
- (3) 使用する商品及び材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

10 その他

本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

※日常清掃作業内容、定期清掃作業内容今後協議して決める。

警備業務仕様書

1 業務の内容

- (1) 地区センターの施設（まちづくりセンター、まちづくり会議室、福祉のまち推進センターの部分を含む。以下、同じ。）内の通信システム等による機械警備
- (2) 火災、盗難等の事故発見及び初期処置
- (3) 非常口灯、外灯等の点灯確認
- (4) 不使用灯の消灯
- (5) 防火扉、消防設備の点検（外観点検）
- (6) 各室の施錠確認
- (7) 建物、設備等の破損及び不良箇所の発見と連絡
- (8) その他、業務の実施にあたって必要な事項で、札幌市と指定管理者で協議のうえ決定し文書で確認された事項

2 警備計画の作成

警備の実施にあたっては、警備計画書を作成し、札幌市の承認を得ることとする。なお、警備業法第 19 条第 1 項に規定する書面をもって警備計画書に代えることも可とする。

3 警備時間

- (1) 休館日以外の日
午後 9 時から翌日午前 8 時 45 分までとする。ただし、施設の利用時間が午後 10 時まで延長された場合の開始時刻は午後 10 時とする。
- (2) 休館日
午前 8 時 45 分から翌日午前 8 時 45 分までとする。

4 巡回時間

午後 9 時（施設の利用時間が午後 10 時まで延長された場合は午後 10 時）以降、機械警備体制が敷かれた時点で 1 回以上の巡回を行う。

5 警備機器の設置

指定管理者は、地区センターの施設内に自動警報機器を設置するとともに、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を、警備基地局としての機能の存する部署において確認し得るに必要な機器（受信装置）を設置すること。

- (1) 自動警報機器は、施設内の出入口、窓等必要な箇所に設置すること。
- (2) 機器の設置に要する一切の経費は、指定管理者の負担とする。
- (3) 設置された機器の所有権は、指定管理者に帰属するものとする。
- (4) 受信装置との間の電話回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (5) 機器の設置、修繕又は撤去等に係る工事により地区センターの施設又は物件等に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

6 警備業務の対処

- (1) 警備時間中は、警備基地局としての機能の存する部署に設置される機器表示盤により地区センターの異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく要員を地区センターに急行せしめ、異常事態の確認を行うとともに必要な処置を

講ずること。

7 設置機器の保守管理等

- (1) 指定管理者は、前記 5 に定める設置機器に関し、正常な機能を維持するため毎月 1 回の保守点検を行うほか、毎日設置機器の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- (2) 設置した警報機器等の工事配線については、指定期間中、警備業務の実施に支障が生じた場合は、指定管理者の負担により補修するものとする。

8 機器の毀損、紛失

前記 7 にかかわらず、札幌市の責に帰すべき事由により指定管理者が設置した機器及び部品等を毀損、紛失した場合は、札幌市はその実費を指定管理者に支払うものとする。

9 指定期間の終了、指定の取消しにおける機器の撤去

指定期間の終了又は指定の取消しにおいて、地区センターの施設に設置された機器及び部品等の撤去のために要する経費は、指定管理者の負担とする。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、指定管理者は札幌市と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、適切な処置を行うとともに、速やかに札幌市に状況を報告し指示を受けなければならない。
- (2) 札幌市が貸与した鍵は、指定管理者の責任のもとに保管されなければならない。
- (3) 業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者エレベータ保全業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 本業務の対象設備は次のとおりとする。
メーカー：東芝エレベーター株式会社
台数：1 台
仕様：積載 750kg（11 人乗）・45m/min
- (2) 点検業務はフルメンテナンス契約とし、12 回／年：毎月 1 回行うこと。
- (3) 点検項目は別紙 1 による。
- (4) 点検により異常等を発見した場合は、直ちに修理・調整又は部品の取替えを行うものとする。
- (5) 通常の点検業務のほか、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回昇降機検査資格者による定期点検を行い、法令等で定める様式により定期点検報告書を作成し、施設に保管すること。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス・油脂類等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

エレベータ点検項目（フルメンテナンス契約）

別紙 1

点 検 項 目	点検及び保守内容	保守等の措置																
(1) 機械室 ア. 機械室への通行	機械室への通行及び出入り口に支障がないことを確認する。																	
イ. 室内環境	① 室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。汚れがある場合は清掃すること。 ② 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。																	
ウ. 主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤、及び信号盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異状の有無を点検する。 ③ 下表に掲げる回路について、絶縁抵抗を測定し、その値が次表の数値以上にあることを確認する。	調整・修理又は部品交換 修理又は部品交換 修理する																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>回 路</th><th>使 用 電 圧</th><th>絶縁抵抗 (MΩ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機主回路</td><td>300V以下のもの</td><td>0.2 以上</td></tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td><td>0.4 以上</td></tr> <tr> <td>制 御 回 路</td><td>150V以下のもの</td><td>0.1 以上</td></tr> <tr> <td>信 号 回 路</td><td>150Vを超え</td><td rowspan="2">0.2 以上</td></tr> <tr> <td>照 明 回 路</td><td>300V以下のもの</td></tr> </tbody> </table>		回 路	使 用 電 圧	絶縁抵抗 (MΩ)	電動機主回路	300V以下のもの	0.2 以上	300Vを超えるもの	0.4 以上	制 御 回 路	150V以下のもの	0.1 以上	信 号 回 路	150Vを超え	0.2 以上	照 明 回 路	300V以下のもの	
回 路	使 用 電 圧	絶縁抵抗 (MΩ)																
電動機主回路	300V以下のもの	0.2 以上																
	300Vを超えるもの	0.4 以上																
制 御 回 路	150V以下のもの	0.1 以上																
信 号 回 路	150Vを超え	0.2 以上																
照 明 回 路	300V以下のもの																	
	④ 主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換																
エ. 荷重試験 (労働基準法対象物に限る)	積載荷重 100%の荷重を乗せた場合において、以上のないことを確認する。	調整・修理又は部品交換																
オ. 階床選択器 (当該装置がある場合に限る)	① スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。 ② 作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換																

カ. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当たりの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受けの音及び振動の異状の有無を点検する。 ④ 綱車のロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	補充・清掃・修理又は部品交換 初期厚の 7/8 未満は交換 調整・修理又は部品交換 摩耗が著しい又はスリップがある場合、修理又は交換
キ. 電磁ブレーキ	① 作動の良否を点検する。 ② スリップの異状の有無を点検する。 ③ ブレーキシュー、アーム、及びプランジヤーの作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換
ク. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付けの良否を点検する。 ② 回転状態の異常を点検する。	摩耗が著しい場合交換 調整・修理又は部品交換
ケ. 電動機及び電動発電機	① 運転状態の良否を点検する。 ② 振動、音及び温度の異状の有無を点検する。	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換

コ. 調速機	① 音及び振動の異状の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が下表の基準に適合することを確認する。	調整・修理又は部品交換 摩耗がある場合交換 調整・修理又は部品交換									
	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>定格速度が 45m/min 以下のもの</th><th>定格速度が 45m/min を超えるもの</th></tr> <tr> <td>過速スイッチ</td><td>63m/min 以下で切れること</td><td>定格速度の 1.3 倍以下で切れること</td></tr> <tr> <td>キャッチ</td><td>過速スイッチが切れると同時に又は切れた後に作動し、かつ、下降方向の速度が 68m/min を超えない内に作動する。</td><td></td></tr> </table>	種 類	定格速度が 45m/min 以下のもの	定格速度が 45m/min を超えるもの	過速スイッチ	63m/min 以下で切れること	定格速度の 1.3 倍以下で切れること	キャッチ	過速スイッチが切れると同時に又は切れた後に作動し、かつ、下降方向の速度が 68m/min を超えない内に作動する。		
種 類	定格速度が 45m/min 以下のもの	定格速度が 45m/min を超えるもの									
過速スイッチ	63m/min 以下で切れること	定格速度の 1.3 倍以下で切れること									
キャッチ	過速スイッチが切れると同時に又は切れた後に作動し、かつ、下降方向の速度が 68m/min を超えない内に作動する。										
サ. 機器の耐震対策（当該装置を高じている場合に限る）	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。										
シ. 主索の緩み検出装置（当該装置を高じている場合に限る）	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換									
2) かご ア. 運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換									
イ. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。	劣化が著しい場合修理									
ウ. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。	摩耗が著しい場合交換 調整									
エ. かごの戸スイッチ	作動及び取付けの良否を点検する。	調整・修理又は部品交換									

オ．戸閉め安全装置 (当該装置がある場合に 限る)	戸の反転動作機能などの作動状態の 良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
カ．かご操作盤及び 位置表示灯	① 作動の良否を点検する。 ② 取付けの良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換 調整・修理又は部品交 換
キ．外部への連絡装 置	呼び出し及び通話の良否を点検す る。	調整・修理又は部品交 換
ク．照明	球切れ及びちらつきの有無を点検す る	交換
ケ．停止スイッチ	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
コ．注意銘板の表示	用途、積載荷重及び最大定員の表示 の適否を点検する。	
サ．停電灯装置（当 該装置がある場合に 限る）	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 床上で1ルクス以上の照度を 30分以上維持できることを確認す る。	修理又は部品交換 修理又は部品交換
シ．各階強制停止装 置（当該装置がある 場合に限る）	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
ス．かご床先と昇降 路壁の水平距離	出入り口の床先との水平距離が4 c m以下、かご床先と昇降路壁（乗用 又は寝台用のエレベータに限る）と の水平距離が12.5 c m以下である ことを確認する	
セ．光電装置（当該 装置がある場合に限 る）	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
ソ．側部救出口（当 該装置がある場合に 限る）	施錠及びスイッチの作動の良否を点 検する。	調整・修理又は部品交 換
タ．専用操作盤（車 椅子兼用の場合に限 る）	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換

チ. 鏡及び手すり (車椅子兼用の場合に限る)	取付けの良否を点検する。	
3) かごの周囲及び昇降路 ア. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	清掃
イ. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することを確認する	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換
ウ. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付けの良否を点検する。 ③ 軸受けの音及び温度の異状の有無を点検する。	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換 修理又は部品交換
エ. リアリングカム(当該装置がある場合に限る)	取付け及び作動の良否並びに摩耗等の劣化の有無を点検する。	調整・修理又は部品交換
オ. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
カ. かごつり車及びおもりのつり車(当該車がある場合に限る)	① 回転時に、音に異状がないことを確認する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	修理又は部品交換 摩耗が著しい場合修理又は交換
キ. ガイドシュー又はローラーガイド	取付けの良否及び摩耗の有無を点検する。	調整又は交換
ク. 主索及び調速機ロープ	① 破断、摩耗及び発錆の有無を点検し、次表の基準に適合することを確認する。	基準に適合しない場合は交換

	状 態	基 準
	素線の破断が平均的に分布している場合	1 構成より（ストランド）の 1 よりピッチ内での破断数 4 以下
	破断素線の断面積が、元の素線の断面積の 70%以下となっているか又は錆が著しい場合	1 構成より（ストランド）の 1 よりピッチ内での破断数 2 以下
	素線の破断が 1 箇所又は特定のよりに集中している場合	素線の破断総数が 1 よりピッチ内で 6 より鋼索では 12 以下、 8 より鋼索では 16 以下
	摩耗部分の鋼索の直径	摩耗していない部分の鋼索の直径の 90%以上
	② 取付けの良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。	調整又は部品交換
ケ. ガイドレール及びブラケット	① 取付けの良否を点検する。 ② 発錆、摩耗等の劣化の有無を点検する。	調整 交換
コ. 非常止め装置	① 取付けの良否を点検する。 ② 非常止め試験を行い、異状のないことを確認する。	調整 調整
サ. 非常止めロープ（当該ロープがある場合に限る）	発錆、捩戻り、変形等の劣化の有無及び巻取りの良否を点検する。	調整・交換
シ. はかり装置（当該装置がある場合に限る）	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	調整・修理又は部品 交換
ス. つり合いおもり	取付けの良否を点検する。	修理
セ. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付けの良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	調整 調整・修理又は部品 交換
ソ. 誘導板及びリミットスイッチ	取付けの良否を点検する。	調整
タ. 中間つなぎ箱	ケーブルの取付けの良否を点検する。	修理
チ. 着床装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換
ツ. ドアインターロックスイッチ	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換
テ. 給油器	① 給油機能の異状の有無を点検す	調整・修理又は部品

	る。 ② 油量の適否を点検する。	交換 補充
ト. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	調整・修理又は部品 交換
ナ. ハンガーロープ及び連動ロープ	取付け及び作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換
ニ. 終端階強制減速装置（当該装置がある場合に限る）	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換
ヌ. 昇降路	① エレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。 ② 昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。 ③ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する（当該措置が必要な場合に限る）。	
4) 乗場 ア. 乗場ボタン及び表示灯	① 乗場ボタンの作動の良否を点検する。 ② 表示灯の表示の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換 調整又は交換
イ. 非常解錠装置	解錠に支障のないことを確認する。	調整・修理又は部品 交換
ウ. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。	交換 調整
エ. ハンガーロープ及び連動ロープ	取付け及び作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品 交換
5) ヒット ア. 環境状態	① 漏水の有無を点検する。 ② 汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。	清掃
イ. 緩衝器	① 取付けの良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーの発錆の有無を点検する。	調整 補修
	③ 作動油の油量の適否を点検する（油入式の場合に限る）。	補充
ウ. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、音に異常がないことを確認する。	調整・修理又は部品 交換

	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ピット床面との隙間の適否を点検する	交換 切り詰め又は交換
エ. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異状のないことを確認する。 ② 取付け不良及び損傷等の有無を点検する。	調整 調整・修理又は部品交換
オ. 下部ファイトリミットスイッチ	① 取付けの良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	調整 調整・修理又は部品交換
カ. つり合いロープ（鎖）及び取付け部（当該設備がある場合に限る）	取付けの良否及び発錆、摩耗、破断等の劣化の有無を点検する。	調整又は部品交換
キ. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が次表の最小値及び最大距離を確保できることを確認する。	調整・切り詰め又は部品交換

ケ. 耐震対策（当該措置が必要な場合に限る）	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置がなされていることを確認する。	
6) 付加装置（当該装置がある場合に限る） ア. 地震管制運転装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
イ. 火災管制運転装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
ウ. 自家発管制運転装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
エ. 停電時自動着床装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
オ. ホトアサウス装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
カ. 故障自動通報装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
7) 油圧（油圧エレベータに限る） ア. パワーユニット ア) 圧力計 イ) ポンプ ウ) 駆動ベルト エ) 油圧タンク（作動油） カ) 安全弁	指示の良否を点検する。 油漏れ及び音、振動等の異状の有無を点検する。 ベルトの張力の良否を点検する。 ① 油量の適否及び油漏れの有無を点検する。 ② 油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。 作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換 修理 調整又は交換 補充又は修理 油交換 油温異状は精密調査 調整又は交換
イ. 圧力配管	油漏れの有無及び継ぎ手部の接続の良否を点検する。	調整・修理又は交換
ウ. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継ぎ手部の接続の良否を点検する。	調整・修理又は交換
エ. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。	調整・修理又は部品交換
オ. 火気厳禁の表示	火気厳禁表示の適否を点検する。	

カ. 油圧ジャッキ	取付の良否並びに油漏れ及び発錆、損傷等の劣化の有無を点検する。			調整又は補修、油漏れ又は劣化が著しい場合は修理
キ. プランジャー頂部綱車及び離脱防止装置	① 作動の良否を点検する。 ② 綱車の摩耗及び走行中の音の異状の有無を点検する。			調整・修理又は部品交換 調整又は交換
ク. 頂部安全距離用リミットスイッチ	作動させた場合頂部安全距離を1.2 m以上確保できることを確認する。			調整・修理又は交換
ケ. かごと緩衝器との距離（自動車運搬用を除く）	かごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、次表の最小及び最大距離を確保できることを確認する。			調整・切り詰め又は部品交換
	下降定格速度 (m/min)	最小距離 (mm)	最大距離 (mm)	
	30 以下	70	600	
	30 を超えるものの	150		
コ. 床合せ補正装置	着床面を基準として 75mm以内の位置において補正することができることを確認する。			調整・修理又は部品交換
8) 非常用エレベータ (非常用エレベータに該当されているものに限り) ア. かご呼び戻し装置	作動の良否を点検する。			調整・修理又は部品交換
イ. 一次及び二次消防運転	作動の良否を点検する。			調整・修理又は部品交換
ウ. 非常標識及び表示灯	表示灯の点灯の良否を点検する。			修理又は交換
エ. 予備電源	異常の有無を点検する。			
オ. かご上の電気設備	① かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否を点検する。 ② 電線管、ボックス等の内部の水の有無を点検する。			修理又は交換
カ. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることを確認する。			調整・修理又は部品交換

キ. 中央監視室と の連絡装置	呼び出し及び通話機能に異常がない ことを確認する。	調整・修理又は部品交 換
--------------------	------------------------------	-----------------

札幌市ふしこ地区センター指定管理者自動ドア保全業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 自動ドアを安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (2) 別紙「自動ドア保守点検報告書」の点検項目に準じて行う。
- (3) 保守点検回数は、6月・9月・12月・3月の4回/年とする。
- (4) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者ボイラ保全業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 本業務の対象設備は次のとおりとする。
タクマ真空温水ヒーター 油焚 1基
K S A N－250HH 伝熱面積 7.9 m²
- (2) ボイラを安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (3) 別紙「保守点検作業項目一覧」の点検項目に準じて行う。なお、報告書は指定管理者が定める書式とする。
- (4) 保守点検回数は、1回/年とする。
- (5) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物処理の及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

真空温水機保守点検作業項目一覧

真空温水機

点検項目	点検及び整備内容	保守等の措置
(1) 基礎	① 亀裂、沈下等異常の有無を点検する。 ② ボルトの緩み、腐食の有無を点検する。	緩みがある場合は、増締めする。
(2) 本体		
ア 外観状況	① 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。	汚れがある場合又は焼損が軽微の場合は補修する。
イ 燃焼室及び伝熱面	① 清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 ② 真空度が規定の許容範囲内であることを確認する。 ③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。 ④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。	漏れが軽微な場合は補修する。
ウ 熱交換器	① 接続部の水漏れの有無を点検する。 ② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 ③ 逃し弁を分解清掃のうえ腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	汚れ又は詰まりがある場合は清掃する。
エ 煙道及び煙突	① 割れ、腐食等の劣化並びに雨水の浸入の有無を点検する。 ② 排ガスの漏れの有無を点検する。 ③ 耐火レンガ及びキャストブルの損傷、脱落及び煤の堆積の有無を点検する。	漏れが軽微の場合は補修する。 堆積がある場合は除去する。

(4) 燃焼装置等 ア バーナー	① 炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ② 点火及び消火の良否を点検する。 ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 ④ ノズル、ディフューザ、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等の劣化の有無を点検する。	点火又は消火不良の場合は調整する。 燃焼不良の場合は調整する。 劣化が軽微の場合は補修する。
イ 電極棒	電極棒の異物の付着及び腐食の有無を点検する。	異物の付着及び腐食が著しい場合は、洗浄又は交換する。
ウ ストレーナ	漏れの有無を点検する。	
エ 電磁弁及び油圧計	作動の良否を点検する。	作動不良の場合は清掃又は調整する。
オ 火炎検出器	煤及び油滴の付着、焼損並びに保護ガラスの亀裂の有無を点検する。	付着がある場合は清掃する。
カ 燃料遮断弁	① バーナーの燃料停止時に、油燃料遮断弁にあってはバーナーノズルからの油の滴下量を、ガス燃料遮断弁にあっては「ガスボイラー燃焼設備の安全技術指標」に定められた方法により漏れの量を点検する。 ② 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。	漏れがある場合はボルトを増締め、ガスケットを交換又はシール材を巻き直しする。

(5) 操作盤	① 盤内機器の取付けの良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。 ② 端子の変色、破損及び緩みの有無を点検する。 ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度及び結露水の有無を点検する。 ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。	取付け不良の場合は調整する。 緩みのある場合は増締めする。 点灯不良の場合は、球を交換する。
---------	---	---

札幌市ふしこ地区センター指定管理者消防設備保全業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 消防用設備及び関連設備の安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「消防法」「建築基準法」「電気事業法」その他関係法令を遵守するものとする。
- (3) 点検整備は、平成 16 年 5 月 31 日付消防庁告示第 9 号「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法ならびに点検の結果についての報告書の様式を定める件」、昭和 50 年 10 月 16 日付消防庁告示第 14 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式を定める件」によるほか、平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 172 号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」、平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 173 号「消防用設備等の点検に係る運用について」によるほか、最新の改正に従うこと。
- (4) 本業務の対象機器及び装置等の詳細は別紙 1 による。
- (5) 点検は法令で定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。
- (6) 消火器の外観点検は、毎回全数行うものとし、機能点検及び放出試験については、消防法に基づき対象となる本数を行う。放出試験後の消火器充填も業務の範囲とする。（50 型以上の大型消火器の放出試験は対象外とする。）
- (7) 点検時期は消防法に基づき年 2 回とする。
- (8) 関係消防機関等、報告義務の有るものは、指定管理者負担にて代行するものとする。
- (9) 報告書には、各機器の仕様及び数量を明記すること。消火器、消火栓ホース、連結送水管等にあつては、容量等機器仕様、製造年月日、更新時期、機能・抜き取り放出試験時期、耐圧試験時期等の周期がわかる機器ロット表を作成すること。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 電気工作物の安全かつ良好な状態に保つための保安管理業務を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を遵守するものとする。
- (3) 本業務の対象設備は次のとおりとする。
設備容量：100kVA
- (4) 点検は「保安規定」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。詳細は別紙 1 による。
- (5) 月次点検：主として運転中の施設の点検及び測定試験を毎月行うものとする。
年次点検：主として施設の運転を停止して点検及び試験を年 1 回行うものとする。
臨時点検等：異常の発生又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて、その原因調査のため特別な点検などを行うものとする。
- (6) 点検後は、速やかに実施報告書を作成し札幌市に報告を行うこと。
- (7) 当該施設の電気工作物について、維持管理上必要な単線結線図等の書類を作成し、現地に保管及び常時携帯すること。
- (8) 電気工作物について、改築・改修等の工事が発生した場合、札幌市の要請により必要な点検、試験を行うこと。
- (9) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対して、保安の徹底を図るための保安教育ならびに電気事故等の応急措置について必要に応じて実施指導訓練を行うものとする。
- (10) 電気事業法第 107 号に規定する所管官庁等の立入検査の立会いを行うこと。
- (11) 指定管理者は契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書ならびに保安規定届出書を作成し、申請の代行を行うこと。
- (12) 改築・増築・休廃止・各種改修工事等での新規・変更申請、受電点変更や切替に伴う関係機関との調整や申請届出業務を行うこと。

3 実施計画書の作成

保安管理業務の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 賠償責任保険等への加入

- (1) 指定管理者は、故意又は過失によって、札幌市および第三者に与える損害に対する賠償責任保険（請負業者賠償、生産物賠償）に加入し、その写しを札幌市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、受電設備保障保険（自然災害による損害を補償するもの）に加入し、その写しを札幌市に提出すること。

5 緊急時体制

電気事故、緊急時の連絡体制および出動体制を確立していること。

6 資格要件

- (1) 第三種電気主任技術者又は同等以上の資格
- (2) 自家用発電設備専門技術者（自家発設置施設）

7 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

8 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

9 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

10 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

11 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

12 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者舞台装置保全業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 舞台装置を安全かつ良好な状態で使用するために保守点検を行う。
- (2) 対象設備は別紙 1 とする。
- (3) 各設備の主要点検事項は以下による。

・ モーター、減速機の状態 ・ ブレーキ作動状態 ・ ワイヤー、クリップの締め付け状態 ・ 滑車の取付、作動状態 ・ ラック、スクリュウの磨耗状態 ・ ガイドシュー、ローラーの状態 ・ ウェート枠、レールの状態 ・ マニラロープ、ループロックの状態	・ リミット取付、作動状態 ・ 吊物レベルの状態 ・ 開閉装置の作動状態 ・ 各ボルトの締付状態 ・ 手動、電動の作動状態 ・ 制御盤の状態 ・ グリス、清掃の状態 ・ その他の器具の清掃、機能確認
---	--
- (4) 点検整備上必要な消耗品は下記 5 項保守管理器材（2）に定めるもののほか、制御盤内のヒューズ・ランプその他これらに類するものとする。
- (5) 保守点検回数は、1 回/年とする。
- (6) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両

面印刷とする。

- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者空調機器（エアコン）点検業務仕様書

1 業務内容

- (1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で定める第1種特定製品（ただしガスヒートポンプ式エアコンを除く）の点検を行う。
- (2) 対象機器は別紙1「機器一覧表」による。
- (3) 対象機器については、屋外機及び同一系統すべての屋内機について簡易点検を実施する。報告は別紙2「第一種特定製品の簡易点検記録簿」で行う。点検周期は4回／年とする。
- (4) 対象機器のうち、圧縮機定格出力7.5kW以上の機器について、有資格者による定期点検を行う。点検周期は3年に1回とする。
点検方法は①目視確認等、②間接法（・機器の運転状況などの記録からの判断等）、③直接法（・発泡液で確認・蛍光剤で確認等）とし、①と②もしくは③の組み合わせによる。報告書は指定管理者の定める書式とする。
- (5) 点検により異常等を発見した場合は、速やかに修理・調整又は部品の取り換えを行うものとする。

2 実施計画書の作成

点検の実施に当たっては実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

3 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

4 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害並びに間接的損害については、その責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

5 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

6 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

7 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者地下貯油槽定期点検業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるものとする。

2 業務内容

- (1) 本業務は、消防法（第14条の3の2）に基づき、地下式オイルタンクの定期点検及び漏洩検査を行うものである。
- (2) 定期点検（目視点検等）は定期点検記録表（別紙1）により行うこと。
- (3) 漏洩検査は、気相部については微加圧法を原則とし、液相部については(財)全国危険物安全協会が性能評価した点検方法によるものとする。作業実施にあたっては以下のとおりとし、検査範囲は、地下タンク及び埋設配管とする。なお、地下タンク・埋設配管漏洩点検結果報告書は、指定管理者の様式とする。
 - ① 事前調査
 - ② 検査範囲の確認
 - ③ 試験実施条件の確認
 - ④ 安全対策の実施及び検査区域の整備
 - ⑤ 検査範囲の密封
 - ⑥ 試験機器の取り付け
 - ⑦ 加圧、計測、判定
 - ⑧ 試験機器の撤去
 - ⑨ 密封個所の復旧
 - ⑩ 安全対策の撤去
- (4) 本業務に必要な配管の閉止、消耗品は指定管理者の負担とする。
- (5) 点検者は、(財)全国危険物安全協会が認定した地下タンク・地下埋設管定期点検事業者であること。
- (6) 液相部の点検方法については、事前に(財)全国危険物安全協会の性能評価書の写しを提出し、札幌市の承諾を得ること。
- (7) 漏洩検査の実施者は、危険物取扱者免状甲種又は乙種4類を有するものとする。
- (8) 保守点検回数は、1回/年とする。
- (9) 業務報告書は2部作成し、1部を札幌市に提出するものとする。

3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。

- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

7 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

8 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

9 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者貯水槽清掃業務仕様書

1 業務の内容等

業務	測定等周期	内容
貯水槽清掃	1年以内に1回	貯水槽の清掃及び清掃時の点検・清掃終了後の水質検査及び残留塩素の測定

2 業務の実施計画等

業務の実施にあたっては、「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱」に従うとともに実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせること。

3 業務の実施方法

貯水槽清掃等（10項目＋鉄の水質検査を含む）

- ア 槽内排水後、槽内設備機器の点検を行った後、清掃を行うこと。
- イ 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- ウ 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行うこと。
- エ 清掃作業終了後、残留塩素の測定、濁度、色度、味、臭気の検査を行うこと。
- オ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき適切に処理すること。

4 業務報告

業務終了後、業務報告を2部作成し、1部を札幌市に提出すること。

5 安全確保

業務の実施にあたっては、業務員の事故防止に十分注意するとともに、指定管理者が事故に対する責任を負うこと。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ実施すること。

札幌市ふしこ地区センター指定管理者建築基準法定期点検業務仕様書

1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、特殊建築物等定期調査業務基準最新版（財団法人 日本建築防災協会）及び建築設備定期検査業務基準書最新版（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）を参考とすること。

2 業務内容

本業務は建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき実施する点検業務である。

- (1) 本業務の対象は指定管理者が管理する施設とする。（昇降機は除く）
- (2) 定期点検は建築基準法の定めるところにより有資格者が行うこと。
- (3) 定期点検の実施回数（年度）は以下とする。
 建築点検：令和 7 年度の 1 回実施
 設備点検：毎年度実施
 防火設備：毎年度実施
- (4) 定期点検後は、法令等で定める様式により定期点検報告書を作成すること。
- (5) 定期点検報告書作成後、速やかに札幌市に報告すること。

3 実施計画書の作成

定期点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する

除排雪業務仕様書

1 除雪の範囲

別図のとおり（約 560 m²）

2 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、施設の利用者等の駐車や歩行に支障がないよう十分注意して行うこと。

(1) 除雪作業

駐車場部分は、原則として降雪量が 10 cm 以上の場合に重機等により行い、札幌市があらかじめ指定した箇所に一時的に集積しておくこと。

なお、玄関前及び施設周りの通路部分等は、降雪の都度行うこと。

(2) 排雪作業

前記(1)により一時的に集積した雪が、その許容量の限界に達したと判断した場合は、ダンプトラック等により札幌市の指定した最寄りの雪捨て場に運搬し排雪すること。

3 作業時間

(1) 駐車場部分の除雪作業は、早朝から午前 8 時 30 分までの間に行うこと。ただし、降雪量が多いときは終了時間を延長することができる。

(2) 駐車場部分以外の除雪作業は、原則として午前 8 時から午後 5 時までの間に行うこと。

(3) 排雪作業は、原則として前記(1)に準じる時間に行うものとする。

4 安全の確保

(1) 業務の実施にあたっては、関係法令に従って安全の確保を図り、従事者、歩行者及び車両等への事故防止に十分注意すること。

(2) 機械力による作業の場合は、施設の利用者等及び従事者の安全を確保するため、1 名の作業責任者を選任し、業務の監督にあたらせること。

(3) 万一、事故が発生した場合の一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

5 その他

(1) 業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

札幌市ふしこ地区センター図書室業務仕様書

本書は、札幌市ふしこ地区センターの指定管理者が行う図書室業務の内容及び履行方法について定める。

1 関連法令

図書室業務の遂行にあたっては、次の法令等の規定を遵守すること。

- (1) 図書館法
- (2) 図書館法施行令
- (3) 図書館法施行規則
- (4) 札幌市図書館条例
- (5) 札幌市図書館条例施行規則
- (6) 札幌市個人情報保護条例
- (7) 札幌市個人情報保護条例施行規則
- (8) 著作権法
- (9) その他本市が必要と認めるもの

2 管理の基準

(1) 開室日及び休室日

図書室は、次に掲げる休室日を除き開室すること。

ア 月曜日

イ 国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日

ウ 年末年始（12月29日～1月3日）

エ 図書整理日（毎月第4金曜日とし、祝日と重なるときは別に定める。）

オ 蔵書一斉点検期間（札幌市中央図書館（以下、「中央図書館」）が毎年1回7日以内において定める期間とする。）

上記の他、施設改修等により臨時休室を設ける場合、利用者ニーズを踏まえ臨時的に開室する場合は、区または指定管理者が事前に中央図書館へ臨時休室及び開室についての実施案を文書で通知し、協議の上これを行うこと。また、中央図書館から臨時休室及び臨時開室を要請する場合も同様に、事前協議の上これを行うこと。

(2) 開室時間

午前9時00分～午後5時00分

(3) 従事者の配置

ア 常時業務に支障のない人員を確保することとし、効率的かつ円滑に業務を遂行できる

よう従事者を配置すること。また、従事者の配置にあたっては、司書資格や図書業務経験、業務遂行能力、及び接遇能力等の適性に配慮すること。

イ 従事者のうち、有資格者（司書及び司書補）を1名以上配置することとし、2名以上の配置に努めること。

ウ 開室時間中はカウンター内を従事者不在にしないこと。

エ 従事者には名札を着用させること。

3 業務内容

図書室業務の遂行にあたっては、「札幌市図書館資料館内利用及び館外貸出事務取扱要綱」及びその他各種マニュアル等に基づき適正に実施すること。

(1) 図書室運営業務

ア 利用登録、資料の貸出、返却、予約に関すること

イ 資料の弁償、督促に関すること

ウ 資料（寄贈資料含む）の受入、所蔵、除籍に関すること

エ リクエスト（相互貸借、蔵書リクエスト）に関すること

オ レファレンス・サービスに関すること（利用案内を含む）

(2) 図書整理業務

ア 日常的な書架整理の実施に努めること。

イ 図書整理日に、室内の全体的な書架整理や蔵書の修理等の業務を行うこと。

ウ 毎年1回、中央図書館において定める期間に蔵書一斉点検業務を行うこと。

(3) 選定関連業務

ア 図書

中央図書館において資料選定、及び購入を行う。指定管理者においては、自館の利用状況を踏まえ、選定に必要な情報提供等の協力を行うこと。

イ 新聞、雑誌

指定管理者において、指定管理費の中から各年度新聞2紙、雑誌8誌以上を選定し、購入すること。なお、購入した新聞、雑誌については、中央図書館に帰属する。また、購入にあたっては中央図書館へ年度ごとに新聞雑誌収集意向調書を提出し、承認を受けること。

ウ その他

指定管理者において、資料を購入し、図書室内に配架する場合は、事前に中央図書館へ購入予定リストを提出し、承認を受けること。なお、購入した資料については、中央図書館に帰属する。

(4) 利用促進業務

ア 行事・展示等の企画・実施

中央図書館が策定する各種計画等の主旨を踏まえながら、独自のアイディアを活か

し、各年齢層に応じた読書活動推進を図るよう積極的な企画・実施に努めること。

イ 広報業務

ホームページ、配布物の作成等により、図書室の活動について広報に努めること。

ウ 図書館主催事業への支援・協力

エ 読み聞かせ団体等への支援・協力

オ 小中学校等の体験学習等の支援・協力

(5) 要望、苦情等への対応

ア 利用者から要望、苦情等が寄せられた場合は自館において責任をもって対応し、丁寧な対応を心掛けること。

イ 自館で判断できない事柄については区または中央図書館へ相談の上、その指示に従うこと。

ウ 要望、苦情等への対応について、区または中央図書館に報告すること。

(6) その他の業務

ア 開室・閉室に関すること

開室時間前に必要な準備を済ませ、開室時間から利用可能な状態にすること。また、閉室時は利用者の退室を確認してから機器の停止等の作業を行うこと。

イ 図書室内の秩序維持、衛生管理に関すること

利用者が快適に利用できる環境整備を心掛け、室内を清潔に保つこと。

ウ 連絡調整に関すること

各図書施設との間において業務上必要な連絡調整を適切に行うこと。また、中央図書館が主催する会議等への出席に配慮すること。

合わせて、業務上必要な情報については従事者間での情報共有を行うこと。

4 研修

(1) 業務を適正かつ円滑に行うため、指定管理業務開始前に中央図書館の指示により従事者に次の研修を受講させること。ただし、従事者に本市図書施設における勤務経験があり、業務内容や札幌市図書館システムの操作方法等を習熟している場合は不要とする。

ア 札幌市図書館業務に関する研修

イ 札幌市図書館システムに関する研修

(2) 札幌市図書館システムが改修・更新される場合は、中央図書館の指示により従事者に研修を受講させること。

(3) 外部の図書館関連機関・団体が主催する研修に参加させる等、常に従事者の資質の向上に努めること。

(4) 研修に関する一切の費用は指定管理者において負担すること。

5 物品の維持管理

(1) 中央図書館より貸与・供給された備品や消耗品等の物品管理を適正に行うこと。

ア 貸与された備品類に滅失・毀損等が発生した場合は速やかに報告することとし、中央図書館の要請があった場合は書面にて報告を行うこと。なお、指定管理者の責に帰する原因による滅失・毀損等が発生した場合は、自己の責任において原状回復すること。

イ 供給を受ける消耗品の在庫管理を適正に行い、中央図書館の要請があった場合は使用状況及び在庫状況を報告すること。

ウ 指定管理者において備品を購入する場合は、事前に中央図書館と協議し了承を得ること。

エ 指定管理業務終了の際は、指定管理者において現状復帰させること。

(2) 中央図書館が指定管理者に貸与・供給する物品

ア 札幌市図書館システム端末機器類（保守管理を含む）

区分	対象物品
備品	図書館システム専用端末（マウス等の周辺機器を含む）、プリンタ レシートプリンタ、IC カードリーダー、スキャナー 蔵書一斉点検用機材（実施期間中のみ貸与）
消耗品等	IC カード、貸出券、プリンタ用トナーカートリッジ、レシートロール、 図書・雑誌登録用バーコード

イ その他図書室業務用品（別紙のとおり）

ウ 上記に定める他、図書室業務の遂行上必要と認められる場合に限り備品の購入、及び修繕等を行う。

6 札幌市図書館システムの運用

(1) 図書館システムの運用にあたっては、以下の事項を遵守すること。

ア 図書室業務以外の目的で使用しないこと。

イ 従事者個人の利益のために使用しないこと。

ウ 他のネットワーク機器と接続しないこと。

エ 従事者の個人用端末機器類を、業務に使用しないこと。

オ システム上の情報の全部または一部について、許可なく複写・複製しないこと。

その他、札幌市情報セキュリティポリシーの規定に準じて、適正な運用を行うこと。

(2) システム端末等の設置レイアウトを変更する場合は、事前に中央図書館と協議の上、これを行うこと。

(3) 配布された IC カード及びパスワードは適正に管理すること。

(4) 採用・退職等により IC カードを使用する職員に変更が生じる場合、事前に中央図書館へ連絡すること。

(5) 図書館システムに障害等が発生した場合は速やかに中央図書館へ報告し、その指示に従

うこと。

7 各種報告

(1) 業務日誌

別に定める業務日誌に必要事項を記載の上保管し、区または中央図書館の要請があった場合は速やかにこれを提出すること。

(2) 月間業務報告書

別に定める月間業務報告書（利用統計、実施行事等）に必要事項を記載の上、各月の状況について翌月初めに中央図書館へ提出すること。

(3) 事故等処理報告書

図書室内で業務上の事故等があった場合は、速やかに区または中央図書館に事故等処理報告書を提出すること。

(4) その他の報告

ア 業務について区または中央図書館が調査・報告等を求めた場合は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

イ 図書室業務上の問題が生じた場合は、速やかに中央図書館と協議を行うこと。

ウ 指定管理業務開始に際し、従事者の名簿を中央図書館に提出すること。また、指定管理期間の途中で従事者に変更がある場合は事前に中央図書館に連絡すること。

(別紙) その他図書室業務用品

区分	品名
図書装備用品	ブックカバー類(ブッカー、ブッカーテープ、ページヘルパー)
	寒冷紗テープ
	ラベルキーパー
	ブッカー定規、ブッカー用はさみ
	雑誌カバー
	館内閲覧用シール
	背ラベル
	タックタイトル
	各種ゴム印(所蔵印・再利用印・受領印)
	不滅インク
図書修理用品	ビニールのり、へら
	ラベルはがし
図書整理用品	ブックエンド
	展示用イーゼル
	発泡スチロール(書架整理用)
	CDケース
運営業務用品	各種ハガキ(予約連絡、寄贈礼状)
	個人貸出登録申込書 ※他の登録内容変更、更新手続等においてもこれを代用
	日限票
	貸出券用ネームシール
	児童用提げひも
	紙芝居貸出用ケース
資料回送用品	輪ゴム
	段ボール箱(寄贈・廃棄・再利用図書回送用)

上記の他、図書業務の遂行上必要と判断される物品の購入については、本市において提供の可否を判断する。また、使用にあたっては節約を心掛けること。

図書室備品リスト(ふしこ地区センター)

○ 一般備品

No	品名	数量	No	品名	数量
1	メインカウンター	1	26	入口案内スタンド	1
2	木製ユニット	2	27	案内板	1
3	ワーキングチェア	2	28	ピクチャーレール	2
4	木製記載台	1	29	カウンター置きタイプサイン	2
5	ワーキングキャビネット	2	30	ポータブルDVDプレイヤー	1
6	木製閲覧テーブル	2	31	利用者端末ラック	1
7	木製閲覧用椅子	6			
8	木製閲覧用スツール	10			
9	木製書架	6			
10	木製紙芝居架	1			
11	木製移動書架	3			
12	BO書架	4			
13	新刊書架	1			
14	木製新聞架	1			
15	木製新聞閲覧台	1			
16	木製ベンチ	3			
17	木製整理棚	1			
18	掲示版	3			
19	CPUボックス	2			
20	ブックポスト	1			
21	ブックトラック	8			
22	踏み台	10			
23	タイプライター	1			
24	木製カードケース	2			
25	返却日表示サイン	1			

○ システム関連備品

No	品名	数量	No	品名	数量
1	デスクトップ端末(業務端末)	2	4	L2スイッチ	1
2	デスクトップ端末(利用者端末)	1	5	ルータ	1
3	プリンタ(業務端末)	1			

別紙 7

管理業務の計画書

施設名	
法人・団体名	

1 利用の公平・公正の確保について

公の施設である当施設利用の公平・公正の確保に対する方針と、その取組項目（講座・貸室・ロビー・掲示板など）について、具体的にご記入ください。

--

2 施設の効用の最大化について

1 地域住民のコミュニティ活動助長と生涯学習の普及振興を目的とする当施設をどのように管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください。

--

2 施設の利用を促進するための方針及び利用率向上に関する取組について、具体的にご記入ください。

3 運営事業計画について、ご記入ください。

別添「運営事業計画書」(様式4の1、4の2及び4の3)に具体的にご記入ください。

4 施設の運営に当たり、まちづくりセンター、まちづくり協議会や町内会などの地域の団体、他団体、他の施設の指定管理者などとの連携をどのように行い、どのような成果を目標としますか。具体的にご記入ください。

[illegible]

5 区内または市内の団体・企業であること等に対する評価を行いますので、以下の項目についてご記入ください。

(1) 区内または市内に本拠地、本部、本社がある団体・企業ですか。

(☐ : 該当 (区内)、☐ : 該当 (市内)、☐ : 非該当)

※ 支部、支社、営業所は非該当になります。

(2) 団体を構成する組織に地域住民団体が入っていますか。 (☐ : 該当、☐ : 非該当)

※ 「地域住民団体」とは：町内会、子ども会、老人クラブなど、地域住民による地域活動を目的として構成された団体をいいます。

※ 団体の組織図を添付してください。

(3) 市内の地域活動への継続した貢献実績がありますか。 (☐ : 該当、☐ : 非該当)

※ 貢献実績をご記入ください。(例：地域のイベントへの参加、協力、寄附など)

6 施設の設置目的である「地域住民のコミュニティ活動の助長」を効果的に発揮するため、施設の運営を通じて、「まちづくり活動への参加意欲の醸成」または「まちづくり活動の担い手の育成」にどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください。

7 「地域社会の絆の強化」について、施設の運営を通じてどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください（例：地域とのネットワークづくりや、災害時における避難所運営に向けた対応など）。
8 運営協議会設置の方針(運営に当たっての基本的な考え方、想定する参加者、運営のサイクル等)を具体的にご記入ください。
9 地域住民（利用者）の声の把握とその声を反映する仕組みについて、どのような体制を考えていますか。具体的にご記入ください。※その場合のセルフモニタリングの実施方法と利用者アンケートにおける利用者満足度の目標値を示してください。

10 利用者から寄せられた苦情に対し、どのように対応されるつもりですか。対応方法、責任体制、市への報告など、具体的にご記入ください。

11 市税を投入して建設・運営する施設の管理者として、利用料金から得られる利益の一部を市民に還元するとするならば、どのようなことができますか。具体的にご記入ください。

3 市内の雇用安定への寄与について

1 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の活用計画をご記入ください。

2 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組方針・今後の取組予定をご記入ください。

3 職員の雇用環境の維持向上に向けた取組の基本的な考え方、取組内容をご記入ください。特に、労働関係法令遵守に向けた対応やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員の雇用環境等を向上させることで市民サービスの向上等に結び付く具体的な取組があれば積極的にアピールしてください。なお、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組については、様式7にある取組を実施してする場合は、該当する取組に○を付けてください。

4 安定した施設管理について

1 類似業務（貸室事業、住民を対象とした講座事業、文化展・スポーツ大会等のコミュニティ事業）の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には「該当なし」とご記入ください。

※ 類似業務とは、次の3事業をいいます。

- ・貸室事業：収容人数100人以上のホール及び定員10名以上の貸室が対象
- ・住民を対象とした講座事業：年間で5科目・20回以上の講座が対象
- ・住民を対象とした文化展、スポーツ大会等のコミュニティ事業：年間2回以上の事業が対象

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間

※「類似の業務（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類」があれば、添付してください。

2 当施設における組織体制（職位、職種、人数）について具体的に図解してください。また、上部組織等（連合体を含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

3 職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

職員配置の場所	曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員	パート職員	その他
事務室	月～金	～			
	土	～			
	日	～			
	祝日	～			
図書室	月～金	～			
	土	～			
	日	～			
	祝日	～			

(1) 常勤職員

担当する業務	人数	勤務条件

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

(3) その他の職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのその他の職員とは、上記の常勤職員及びパート職員以外の短期雇用の職員を言います。

※ 勤務条件欄には「労働契約の期間」「始業及び終業の時刻」「所定労働時間を超える労働の有無」「休憩時間」「休日」「休暇」「賃金の決定、計算及び支払の方法」「退職」「社会保険等の加入状況」をご記入ください。

※ 労働関係法令の遵守は必須となります。

※ なお、非正規職員から正規職員への転換に向けた職員雇用方針とその取組があれば、その他の欄に記載し積極的にアピールしてください。

勤務条件の内容

職 種	常勤職員、パート職員、その他の職員
契 約 期 間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績・態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）
従 事 す る 業 務 の 内 容	
始業・終業 の時刻	始業 時 分 ～ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間（ ）分
所定時間外 労働の有無	所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	・定例日；毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり（ ）日、その他（ ）
休 暇	1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→（ ）日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有,無） →（ ）か月経過で（ ）日 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
賃 金	1 基本給 イ 月給（ ）円、 ロ 日給（ ）円 ハ 時間給（ ）円 ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ ）円 ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） ロ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） ハ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 月60時間以内（ ）%、 月60時間超 （ ）% 所定超（ ）%、 ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）% 4 賃金締切日 毎月 日 5 賃金支払日 毎月 日 6 賃金の支払方法

退 職	1 定年制 （ 有 （ 歳 ） ， 無 ） 2 継続雇用制度 （ 有 （ 歳まで ） ， 無 ） 3 自己都合退職の手続（退職日の（ ）日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続
そ の 他	・ 社会保険の加入状況 （ 健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他 （ ） ） ・ 雇用保険の適用 （ 有 ， 無 ） ・ その他

4 職員の採用計画について具体的にご記入ください。
5 職員の人材育成及び研修計画について具体的にご記入ください（ただし、業務仕様書において研修が義務づけられているものを除く。）。

6 防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的にご記入ください。

7 当施設の運営に当たり、札幌市の「環境方針」（募集要項資料 17）に基づく環境保全行動への取組について、計画があればご記入ください。

8 管理業務の仕様書に示す「施設、設備等の維持に関する管理」業務の具体的な実施要領（第三者への委託を含む）、年度別の実施計画を示してください。

特に、安全性や市民サービスの向上、管理運営の節減に結びつく工夫の内容について、積極的にアピールしてください。

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

運営事業計画書（令和 年度）

1 区民講座について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象	事業予算額				
				②募集人員	総経費	収入		支出	
				③1人当参加費		参加費	その他	講師謝金	その他

運営事業計画書（令和 年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について

[illegible]

運営事業計画書（令和 年度）

3 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。

※各事業については、管理業務仕様書「3 事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。

※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

施設利用状況報告書（令和 年度）

〇〇〇 センター

1 部屋別・時間帯別利用状況

室 名(定員)		午 前		午 後		夜 間		合 計		利用率		1日当たりの利用人数	
		件数	人数	件数	人数	件数 (内夜間延長分)	人数 (内夜間延長分)	件数	人数	利用可能件数	利用率	開室日数	人数
ホール(名) A		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
会議室・ 集会室・ 講義室	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 B	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
実習室・ 視聴覚室・ 陶芸室	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 C	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
その他 (和室など)	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 D	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
合 計 (A~Dの計)		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

※一部期間・部屋については、ワクチン接種会場として利用したため貸室利用は行っていない。そのため人数は例年より少なくなっている。

2 事業別利用状況

区 分	指定管理者の開催事業									貸室事業(有料)		合計		
	区民講座		地域交流事業		施設活用事業		その他		計					
件数・構成比	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	100.0%
人数・構成比	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	100.0%

3 貸室事業(有料)目的別利用状況

区 分	営利目的						飲酒主目的		偲ぶ会・お別れ会		その他の一般利用		貸室事業(有料)合計	
	10割増		20割増		計									
件数・構成比	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
人数・構成比	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

施設利用状況報告書（令和 年度）

〇〇〇 センター

4 部屋別・時間帯別利用状況（1の内数）

室 名(定員)		午 前				午 後						夜間				合 計					
		件数		人数		件数			人数			件数		人数		件数			人数		
		昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し
ホール(名) A		0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
会議室 ・ 集会室 ・ 講義室	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)		()					()					()			0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)		()					()					()			0	0	0 (0)	0	0	0
	小 計 B	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
実習室 ・ 視聴覚室 ・ 陶芸芸室	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)		()					()					()			0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)		()					()					()			0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)		()					()					()			0	0	0 (0)	0	0	0
	小 計 C	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
その他 (和室など)	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	(名)	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
	小 計 D	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0
合 計 (A～Dの計)		0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0

※一部期間・部屋については、ワクチン接種会場として利用したため貸室利用は行っていない。そのため人数は例年より少なくなっている。

講座等事業実施報告書（令和 年度）

1 区民講座について

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		実施回数	募集対象		応募倍率	指定管理者 の支出額	指定管理者 の収入額	受講者 実数	達成された効果など				
				募集 人数	1人あたり 参加費	応募者数	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額						
()	目的					#DIV/0!	円	円						
	内容				円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		成果指標	参加者数	理解度	満足度	
										目標値		80%	80%	
										目標値に対する 実績				
								目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%			
()	目的					#DIV/0!	円	円						
	内容				円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		成果指標	参加者数	理解度	満足度	
										目標値		80%	80%	
										目標値に対する 実績				
								目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%			
合 計		講座数	実施回数	募集 人員	参加費	応募倍率	指定管理者 総支出額	指定管理者 総収入額	受講者 実数	< 備 考 >				
					円	#DIV/0!	円	円						
					1人あたり 参加費	応募者数	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額						
					#DIV/0! 円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円						

講座等事業実施報告書（令和 年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		開催回数	対象		指定管理者 の支出額	指定管理者 の収入額	参加者 実数	達成された効果など			
				参加 見込数	1人あたり 参加費	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額					
()	目的					円	円		成果指標 来場者目標数の80% 来場者目標数 目標数の80% 0 目標値の達成率 #DIV/0! %			
()	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		成果指標 来場者目標数の80% 来場者目標数 目標数の80% 0 目標値の達成率 #DIV/0! %			
合 計		事業数	実施回数	参加 見込数	参加費	指定管理者 総支出額	指定管理者 総収入額	参加者 実数	< 備考 >			
						1人あたり 参加費	1人あたり 支出額					1人あたり 収入額
						#DIV/0! 円	#DIV/0! 円					#DIV/0! 円

講座等事業実施報告書（令和 年度）

3 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		実施 総日数	総時間	利用者実数	達成された効果など
()	目的					
	内容					
()	目的					
	内容					
()	目的					
	内容					

施設利用状況報告書（令和 年 月）

〇〇〇 センター

1 部屋別・時間帯別利用状況

室 名(定員)		午 前		午 後		夜 間		合 計		利用率		1日当たりの利用人数	
		件数	人数	件数	人数	件数 (内夜間延長分)	人数 (内夜間延長分)	件数	人数	利用可能件数	利用率	開室日数	人数
ホール(名) A						()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
会議室・ 集会室・ 講義室	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 B	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
実習室・ 視聴覚室・ 陶芸室	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 C	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
その他 (和室など)	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					()	()	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 D	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
合 計 (A~Dの計)		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0	100.0%	0	#DIV/0!

2 事業別利用状況

区 分	指定管理者の開催事業						貸室事業(有料)		合計	
	区民講座	地域交流事業	施設活用事業	その他	計					
件数・構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!		#DIV/0!		0	100.0%
人数・構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!		#DIV/0!		0	100.0%

3 貸室事業(有料)目的別利用状況

区 分	営利目的				飲酒主目的	偲ぶ会・お別れ会	その他の一般利用		貸室事業(有料)合計	
	10割増	20割増	計							
件数・構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!
人数・構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	#DIV/0!

施設利用状況報告書（令和 年 月）

〇〇〇 センター

4 部屋別・時間帯別利用状況（1の内数）

室 名(定員)		午 前				午 後						夜間						合計					
		件数		人数		件数			人数			件数			人数			件数			人数		
		昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し		昼食 時間	夕食 時間		昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し
ホール(名) A			()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
会議室 ・ 集会室 ・ 講義室	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	小 計 B	0	()	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0		0	0	(0)	0	0	0
実習室 ・ 視聴覚室 ・ 陶芸室	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	小 計 C	0	()	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0		0	0	(0)	0	0	0
その他 (和室など)	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	(名)		()					()					()					0	0	(0)	0	0	0
	小 計 D	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0		0	0	(0)	0	0	0
合 計 (A～Dの計)		0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0		0	0	(0)	0	0	0

講座等事業実施報告書（令和 年 月）

1 区民講座について

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		開催日時	募集対象		応募倍率	指定管理者 の支出額	指定管理者 の収入額	受講者 実数	達成された効果など
				募集 人数	1人あたり 参加費	応募者数	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額		
()	目的					#DIV/0!	円	円		
	内容									成果指標
										参加者数
										理解度
										満足度
()	目的					#DIV/0!	円	円		
	内容									目標値
										目標値に対する 実績
										目標値の 達成率
()	目的					#DIV/0!	円	円		
	内容									目標値
										目標値に対する 実績
										目標値の 達成率

講座等事業実施報告書（令和 年 月）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		開催日時	対象		指定管理者 の支出額	指定管理者 の収入額	参加者 実数	達成された効果など			
				参加 見込数	1人あたり 参加費	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額					
()	目的					円	円					
									成果指標	来場者目標数の80%		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		来場者目標数			
									目標数の80%	0		
									目標値の達成率	#DIV/0!	%	
()	目的					円	円					
									成果指標	来場者目標数の80%		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		来場者目標数			
									目標数の80%	0		
									目標値の達成率	#DIV/0!	%	
()	目的					円	円					
									成果指標	来場者目標数の80%		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		来場者目標数			
									目標数の80%	0		
									目標値の達成率	#DIV/0!	%	

講座等事業実施報告書（令和 年 月）

3 地域の憩いの場づくり施設活用事業について

〇〇〇 センター

事業名 (使用した室)	目的、内容等		開催日	実施時間	利用者実数	達成された効果など
()	目的					
	内容					
()	目的					
	内容					
()	目的					
	内容					

〇〇△△センター

利用日： 年 月 日 ～ 年 月 日

有料施設利用料金収入状況報告書

作成日付 / / 頁

		午前		12時～13時		午後		17時～18時		夜間		全日		延長		1時間貸し		合計	
		件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金
〇〇室	一般料金																		
	10増																		
	20増																		
	2割増																		
	合計																		
〇〇室	一般料金																		
	10増																		
	20増																		
	2割増																		
	合計																		
〇〇室	一般料金																		
	10増																		
	20増																		
	2割増																		
	合計																		
〇〇室	一般料金																		
	10増																		
	20増																		
	2割増																		
	合計																		
合計	一般料金																		
	10増																		
	20増																		
	2割増																		
	合計																		
総合計																			

平成		年		月		日 ()		天気 ()		作成者氏名			
勤務状況	従 事 者 氏 名				従 事 時 間								
					: ~ :								
					: ~ :								
					: ~ :								
					: ~ :								
					: ~ :								
業務処理 件数累計	貸出冊数		冊			返却冊数		冊					
	貸 出 券 受 払 状 況	前 日 の 残 枚 数	枚		検索機利用 方法の説明		件						
		受入枚数	枚		調査相談		件						
		新規登録数	枚		利用案内		件						
		再交付数	枚		バーコード 受払状況	前 日 の 残 枚 数	枚						
		変更届数	枚			受入枚数	枚						
		残 枚 数	枚			使用枚数	枚						
				残 枚 数		枚							
	電話記録	予 約	本	郵送記録	は が き	予 約	通	封書 その他	通				
		督 促	本			督 促	通						
		そ の 他	本			寄贈礼状	通						
	図書室内 巡回状況	①大声・走り回り注意 件			②飲食注意 件								
	③携帯電話等注意 件			④居眠り注意 件									
	⑤その他 件 ()												
そ の 他													
利用者 からの 苦 情 要 望 提案等	内 容				処 理 結 果								

業務終了時の チェック状況	項 目	チェック	項 目	チェック
	各端末機器電源遮断			
	サイン類表示変更等			
	図書室内窓施錠			
	図書室内照明消灯			
	その他図書室内状況確認			

中 央 図 書 館			
館 長	課長	係長	係

センター館長	係

* * * * センター図書室事故等報告書

件 名	☐ 事故 ☐ 苦情 ☐ トラブル ☐ 要望・提案 ☐ その他				
	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ☐ カウンター ☐ 電話 ☐ その他 ()				
対応日時 及び 対応方法					
応対者氏名					
申立人 (匿名希望の場合は氏名欄に匿名と記入し、不明の場合は氏名欄に不明と記入すること。) [住 所] _____ [氏 名] _____ [年 齢] _____ 歳 ※わかる場合のみ記入 [電話番号] (優先度 1) _____ (自宅・勤務先・携帯電話) (優先度 2) _____ (自宅・勤務先・携帯電話) (優先度 3) _____ (自宅・勤務先・携帯電話)					
1. 事故等の具体的な内容					
2. 現場における対応					
☐ 現場対応で処理が完了した場合はチェック印を記入すること。					
3. 中央図書館が対応すべき事項及び回答が必要な事項			4. 3に対する中央図書館の対応・回答		
①					
②					
③					
④					
⑤					

※図書館業務及び電算システム等に関する内容以外の案件は、所定の書式により * * 区地域振興課へ提出してください。

センター 館 長	係

* * * * センター図書室月間業務報告書(1)

令和 年 月分										
業務処理 件数累計	開室日数	日	貸出冊数	冊		返却冊数	冊			
	貸 出 券 受払状況	前月末の 残 枚 数	枚	調査相談			件			
		受入枚数	枚	利用案内			件			
		新規登録数 (WEB仮登録含む)	枚	バーコード 受払状況		前月末の 残 枚 数	枚			
		再交付数	枚			受入枚数	枚			
		残 枚 数	枚			使用枚数	枚			
		残 枚 数				枚				
	電話記録	予 約	本	郵送記録	は が き	予 約	通			
		督 促	本			寄贈礼状	通			
		そ の 他	本			封書・その他		通		
	そ の 他									
	利用者から の苦情・要 望・提案等	内 容				処 理				

※上記の苦情・要望は特別な連絡や対応の必要のないものに限って記入することとし、特別な連絡や対応が必要な案件は所定の書式により速やかに * * 区地域振興課または中央図書館に提出してください。

通信欄	
-----	--

センター 館 長	係

* * * * センター図書室月間業務報告書（２）

令和 年 月分			
事業名称	開催日時	参加者数	備 考
（おはなし会・映画会等）			
（テーマ展示）			
（その他・講座等）			

※純粋な事業のみを記載し、下記のような図書室で標準的に実施されるべき業務や定例的な業務等は記入不要です。

- ・ 図書室カレンダー等の作成・配布 ・ 新着図書一覧(新刊リスト)や各種おすすめ図書リスト等の作成・掲示
- ・ 各種ポスター等の作成・掲示 ・ 予約ベストテン等の作成・掲示 ・ 各賞受賞に関する情報や各種書評の掲示
- ・ 図書の配架場所の変更やポップ作成等室内装飾に関するもの ・ ホームページやチラシ等による各種PR
- ・ 中央図書館主催の研修に関するもの ・ その他(列記した事項に類するもの) 示

注) テーマ展示において長期間内容を変えないものは、定例的な展示となりますので、記入不要です。

管理物件

施 設 の 名 称	札幌市ふしこ地区センター
施設の所在地	札幌市東区伏古 11 条 3 丁目 1 番 15 号
施設の設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
建物の構造等	開設年月日：平成 2 年 4 月 1 日 構造・規模：鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上 2 階建 専有部分内訳 1 階 1,156.46 m² 2 階 376.10 m² 敷地面積：2,500.06 m² 延床面積（専有部分）：1,532.56 m² 主要施設：体育室（300 人収容）、会議室（4 室）、和室（2 室）、 実習室（1 室）、図書室（1 室） 駐 車 場：20 台収容 建 設 費：416 百万円 施設平面図：別添のとおり（資料 1）
特記事項	・指定避難所に指定。 ・選定後、改修工事・大規模修繕等が行われる場合は、別途協議を行う。

札幌市ふしこ地区センター備品一覧表（今後精査予定）

別表 2

部屋	品 名	部屋	品 名	部屋	品 名
事務室	事務机(課長用)	用具室	椅子運搬車(スタッキング用)	2階倉庫	スライド映写機
	事務机(一般用)		演台		映写機用ズームコンバータ
	応接セット		卓球台		映写機
	事務椅子(課長用)		卓球防球フェンス		得点板
	事務椅子(一般用)		バレーボール支柱		脚立
	トレキャビネット		バレーボールネット	2階ロビー	長椅子
	書庫		バレーボール審判台		絵画(北大第二農場サイロ)
	書棚		ゲートボール(室内セツト)		
	ビジネスキッチン		バドミントン支柱		
	ファイリングキャビネット		バドミントンネット		
	ブラインド		じゅうたん	実習室	食卓テーブル
	コートハンガー		展示用パネル		事務椅子(一般用)
	冷蔵庫		マスターテーブル		スタッキングチェアー(会議等用)
	耐火金庫				丸椅子
	手提げ金庫				ブラインド
	電気ポット				コートハンガー
	キーボックス	1階給湯室	ビジネスキッチン		冷蔵庫
	決裁箱				電気炊飯器
	裁断機				圧力鍋
	電気工具セット				クッキングカッター
	マイクロホン	1階倉庫	コンプレッサー		七宝焼機炉
	ワイヤレスマイク				レンジ用ワゴン
	カセットデッキ			集会室	会議用長机(幕なし)
	扇風機				スタッキングチェアー(会議等用)
	ワイヤレスマイク	機械室	灰皿スタンド		椅子運搬車(スタッキング用)
	パソコンラック				カーテン
	インクジェットプリンター				コートハンガー
	テブラプロ				テレビ台
	F A X	1階ロビー	長椅子		レーザーディスク
	デジタルカメラ		雑誌架		レーザーディスク収納箱
	パソコン		移動式展示板		座卓兼用机
	自動体外式除細動器 A E D		コートハンガー		D V Dカラオケ
	キーケース		照明装置		ビデオデッキ
	パソコンテーブル		両面案内板		
	ファイルマスター		車いす		
	複合プリンタ				
体育室	会議用長机(幕なし)	更衣室		和室	会議用長机(幕なし)
	スタッキングチェアー(会議等用)		カーテン		会議用長机(座卓)
	長椅子				ホワイトボード
	ステージ幕				姿見
	暗幕				茶道具
	電源ドラム	娯楽室	会議用長机(幕なし)		スタンドミラー
	照明用調光器		会議用長机(座卓)		座卓兼用机
	照明灯具		スタッキングチェアー(会議等用)		座卓テーブル
玄関ホール	案内看板		花台	その他	
	傘立て		スクリーン		灰皿スタンド
	ロビーチェアー		将棋セット		消火器(館内各所)
清掃員室			囲碁セット		消火器格納箱
	更衣ロッカー(4人用)		スタンドミラー		運搬車(台車)(階段下)
	クリーンロッカー		座卓兼用机		サイクルスタンド
	ブラインド		座卓テーブル		温水洗浄便座
					屑入れ(館内各所)

※1 上記備品は、募集時点のものであり、指定管理業務開始時の状態を保証するものではない。

※2 上記備品の更新については、札幌市が利用状況や予算状況を勘案して行う。

別表 3

指定管理者が調達する物件

※ 必要に応じて、協定により決定。